

# 清～満洲国期の内モンゴル東部地域における漁業利権の研究

呉 忠良

## 本論文の問題意識

本論文は、モンゴル旗が形成された清代初期から、現在のモンゴル旗の形が定着した満洲国期までの、嫩江―松花江流域のモンゴル旗における漁業利権の確立・変容過程を通時的に検討し、漁業利権をめぐる旗と他の諸機関——站台・將軍衙門・庁・県など——の関係を考察したものである。

モンゴルの中で最も早く清（後金）の支配下に入ったのが、内モンゴル東部地域であった。この地域は、清代初期から生活を求めて流れてくる関内の民人を受容する主な受け皿の一つとなった。民人はモンゴル旗の土地（蒙地）で農耕を営み、旗は民人から地租（蒙租）を徴収していたが、土地をめぐるモンゴル人と民人の紛争も数多く発生していた。一方、清朝政府は黒龍江一帯に進出するロシアや、東進してきたジュンガルに対抗するために東北地域に駐防八旗と站台を設置し、内モンゴル東部地域の周辺の伯都訥、チチハル、呼蘭などの地に駐防八旗、一部の旗内に站台を設けた。これにより、モンゴル旗と駐防八旗・站台との間にも河川と農地をめぐる争いが多発するようになった。

清代末期になると、政府は財政収入の増加とロシア勢力の南下抑止のため、蒙地開放政策を実施し、内モンゴル東部の広大な土地を移民に対して開放した。民人人口の増加につれ、開放蒙地に庁・県などの民治機関が続々と設置され、土地などの利権をめぐるモンゴル人と民人、旗と庁・県との間の紛争が絶えなくなった。後の満洲国期に内モンゴル東部地域は満洲国の一部となったが、満洲国政府の蒙地奉上政策によって開放蒙地はモンゴル旗から切り離されて国に奉上され、また一部の旗は隣接の各省に編入され、内モンゴル東部地域の面積は大幅に縮小された。

こうした歴史の流れの中で、モンゴル旗の土地をめぐる利権はモンゴル人と民人、モンゴル旗と庁・県との間の争点となり、それはまた、時の政権の対モンゴル政策をも反映した。このため、近現代モンゴル人社会の変容を研究する際、内モンゴル東部地域は絶好のモデルの一つとなり、モンゴル旗の利権の変容過程を検討する研究が多くなされている。しかしながら、これらの研究は専ら農地、農民の問題を中心に進められてきたが、モンゴル旗における農地開墾の地域的差異、及びそれに関する史料の不連続性という制約から、管見の限り、いまだに清代初期のモンゴル旗の形成から現在のモンゴル旗の形を定着させた満洲国期までを通時的に扱う研究は現れていない。

一方、内モンゴル東部地域には、嫩江と松花江、月亮泡をはじめとする多くの河川や湖沼が分布し、清代以前からホルチン（科爾沁）＝モンゴルの支配下にあったシボ（錫伯）人とグワルチャ（卦爾察）人がそこで漁業を営んでおり、シボ人とグワルチャ人はホルチンに貢納賦役を納める義務を負っていた。清代初期以降、前述した駐防八旗と站台の設置

により、駐防八旗の人々、站台丁、及び一部の民人も嫩江—松花江流域で漁業を行うようになり、一帯の漁業がより盛んになった。この時期から、モンゴル旗は站台丁や民人による漁業に対して魚租を徴収し始める。魚租収入は、モンゴル旗の財政収入において重要な位置を占めていた。一方、モンゴル人自らも漁業経営に参入して大きな利益をあげていた。このため、河川と湖沼での漁業利権をめぐる、モンゴル旗と站台、駐防八旗、民人との間に紛争が数多く発生した。この紛争を解決するために、乾隆 26 (1761) 年に乾隆帝は上諭を下し、モンゴル旗における駐防八旗や民人の漁業を禁止する一方、旗内にある站台が旗に魚租を納めることを黙認した。これにより、モンゴル旗の漁業利権が確立する。漁業利権をめぐるモンゴル旗と站台、民人との争いはその後もしばしば発生するが、利権の基本的なあり方は清代末期の蒙地開放まで変わらなかった。

モンゴル旗の魚租について、井手俊太郎氏は、「蒙古地域に於ける河川や泡子（湖沼）の水域も蒙古民族にとっては土地と同様に彼等によってのみ自由に使用、収益せられるものである」、「蒙地に借地養民丈放等のことが始まり、其他民族の農業移民や漁業移民が入り込むようになって、その地域に在来とは別個の経済価値が生じ、元来遊牧民であった蒙古民族のみの自由な使用収益に委ねられておった地域の土地が一定の租料で以て其他民族に開放せられたように、河川や泡子に就ても蒙古民族の権利を確認することに依って其他民族がこれを使用収益することになったのである。河川や泡子の水域を自由に使用収益することが出来ると云う、このような蒙古民族の權益を確認する方法として採用されたのが魚股（魚租）である」と指摘し、モンゴル旗の魚租の性質を明らかにしている。つまり、モンゴル旗は旗内の河川と湖沼を蒙地の一部と見なしており、魚租は河川と湖沼における旗の利権を確認する意味合いを有していたのである。

ところが、蒙地開放とそれとともにう庁・県の設置につれ、モンゴル旗の魚租は漁業者の反抗により徴収困難となり、旗はやむを得ず庁・県と合作して魚租の徴収に乗り出した。合弁の代価として旗は魚租収入の半分を庁・県に納めることになった。魚租収入の規模の大きさに気づいた庁・県は、魚租徴収の合弁をきっかけに旗の漁業利権を奪い取ろうと画策した。旗は抵抗を試みるが、状況は基本的に庁・県の思惑通りに進展していった。こうした流れが満洲国期まで続く。しかし、康德 5 (1938) 年、満洲国政府の蒙地奉上政策により、非開放蒙地における漁業利権は従来通り旗が所有すると定められたが、開放蒙地における漁業利権は庁・県に帰属することとなる。こうして、モンゴル旗の漁業利権をめぐる旗と庁・県との争いは終結した。

以上により、嫩江—松花江流域のモンゴル旗の漁業利権問題は、清代初期から満洲国期まで続いていたことが分かる。そして、漁業に関しては、農地とは異なって、清朝初期に遡る大量の檔案史料が存在しており、通時的な検討が可能である。こうした事情により、モンゴル旗をめぐる諸利権の歴史的な変容過程を総合的に考察しようとするとき、漁業利権に着目することは、きわめて有効な方法と考えられるのである。

本研究は、このような問題意識にたつて、清代前・中期の満洲語檔案史料、清代末期以

降の中国語、モンゴル語、日本語で作成された檔案や、調査報告書などの史料を利用して、嫩江—松花江流域のゴルロス（郭爾羅斯）前・後、ジャライト（扎賚特）、ドゥルベト（杜爾伯特）の 4 つの旗を対象に、清代初期から満洲国期までの漁業利権の確立・変遷過程を明らかにし、それを通じてモンゴル旗の利権変容をより立体的に検討しようとするものである。

## 本論文の構成

本論文は、「漁業利権の発生と確立」と「漁業利権の変容」という二つの部分をもって構成される。第 1 部は 4 章によって構成され、清代前・中期のモンゴル旗における漁業の状況と魚租の発生、及び旗の漁業利権の成立過程を論じる。第 2 部は 2 章からなり、清代末期の蒙地開放政策と、満洲国期の蒙地奉上政策ともなって発生したモンゴル旗の漁業利権の変容過程と、その結末を考察する。

第 1 部第 1 章「清代初期の嫩江—松花江流域のモンゴル旗における漁業」では、清代初期のモンゴル旗における漁業の状況と、站台と駐防八旗の設置にもなう一帯の住民と漁業者の交代について考察する。清代初期、一帯のモンゴル旗には、ホルチン＝モンゴル人と、その支配下にあったシボ人、グワルチャ人、ダグール（達斡爾）人しか居住していなかった。シボ人らは漁業を盛んに行い、ホルチンに貢納の義務を負っていた。しかし、南進してきたロシアに対抗するため、清朝は康熙 22（1683）年に黒龍江地域に黒龍江将軍を設置し、そして同 25（1686）年に吉林と黒龍江城の間に站台を設け、一部の站台はモンゴル旗内に置かれた。旗内の站台丁は旗の管理を受けず、直接黒龍江将軍に管轄され、站台の設置後間もなく漁業を始めた。康熙 31（1692）年、清朝は東進してきたジュンガルとの戦争に備えて、ホルチン支配下のシボ、グワルチャ、ダグールを進献させ、駐防八旗に編入してチチハル、伯都訥、烏拉に駐防させた。これ以降、シボらはホルチンとの関係がなくなり、黒龍江・吉林将軍の管下に入った。站台と駐防八旗の設置により、嫩江—松花江流域のモンゴル旗の範囲と人口構成が大きく変容し、一帯で漁業を行う者は、ホルチンの支配下にあった人々から、駐防八旗の人々や站台丁など、ホルチンと関係のない人々変わったのである。

第 2 章「清代中期のモンゴル旗における漁業利権の確立——ゴルロス前・後旗を中心として——」では、漁業利権をめぐるモンゴル旗と吉林・黒龍江との間に起こった紛争、及び紛争の解決によって旗の漁業利権が確立される過程を明らかにする。站台丁などがモンゴル旗内の漁場で始めると、旗は漁業者から魚租を徴収するようになった。この他、漁業の経済的価値を認識したモンゴル旗は、自ら民人を雇って漁業に従事させるようになる。このため、ゴルロス前・後旗と站台、駐防八旗との間に漁業利権をめぐる紛争が起こるようになる。紛争を解決するため、乾隆 26（1761）年、吉林将軍恒禄らは、吉林とゴルロス両旗の境界を分定することを奏請し、また、吉林側では駐防八旗や民人の漁業に対して徴

税する一方、モンゴル旗側で旗外の者が漁業を行うことは禁止したいと提案し、乾隆帝の許可を得た。つまり、旗の水面でモンゴル旗自身が漁業を営む場合、徴税が発生しないが、旗が旗内の站台による漁業に対して魚租を徴収することは、清朝政府に黙認されたのである。こうして、旗の漁業利権が事実上確立することになる。

第3章「嫩江の漁業利権をめぐるジャライト旗と多耐站、ドゥルベト旗との争い」では、ジャライト旗とドゥルベト旗の漁業状況、及び嫩江における漁業利権をめぐる両旗の争いの状況を検討する。両旗は、ゴルロス前・後旗と異なり、站と協力して漁業を行うことがあった。ゴルロス前・後、特に同後旗においては、漁業利権をめぐる紛争は主に旗と站台、駐防八旗との間に生じていた。しかし、ジャライト旗とドゥルベト旗では、紛争の主たる当事者は両モンゴル旗であった。こうした状況は、一帯の漁業の多様性を表している。両旗の漁業に関する史料は非常に少ないため、検証を尽くせない部分が残るが、モンゴル旗の漁業利権のあり方をより多くの側面から理解することができる。

第4章「清代中期におけるモンゴル旗の漁業利権と境域形成——ゴルロス後旗の事例を中心に——」では、主にゴルロス後旗の事例を中心に、旗の漁業利権と境域形成の関係を、特に將軍衙門管轄地との境界に焦点を当てて考察する。清代初期、呼蘭河と松花江の合流点一帯は元来ホルチン＝モンゴルの支配下にあったグワルチャ人の居住地であり、彼らはそこで漁業と狩猟を営んで生活していた。また、シボ人は嫩江と松花江の合流点附近の伯都訥と卓爾門を中心に、松花江の左右両側にまたがって居住していた。したがって、清代初期、嫩江と松花江の合流点一帯、及び呼蘭河と松花江の合流点一帯は、ホルチン＝モンゴルの境域に含まれていたと言える。しかし、康熙31(1692)年にチチハル、伯都訥、烏拉に駐防八旗が設置されたことにより、シボ人とグワルチャ人は駐防八旗に編入されて居住地を離れ、シボ人はさらに京師や盛京などへ移動した。彼らの居住地には駐防八旗が置かれ、モンゴル旗との境界線が定められる。ゴルロス後旗は当初、そのことを重視せず、黒龍江側の措置を簡単に受け入れた。その後、漁業による利益が生じると、同旗は呼蘭側に入った一部の地域を自らの境域に取り込もうとしたが、もはや手遅れであった。同旗のようなモンゴルの辺縁に位置する旗においては、旗の設置と共に境域が画定したのではなく、周辺に駐防八旗などの新たな機関が設けられることによって、はじめて境界画定が行われたが、境界といっても、当初のそれは必ずしも厳密なものではなかった。しかし、隣接する駐防八旗や站台との間に漁業利権などの経済的利益をめぐる紛争が生じると、境界はより精細に再画定され、こうした過程を経て、旗の境界が次第に明確な姿をとるようになっていく。

第2部第5章「漁業利権問題から見る清末～民国初期のモンゴル旗一庁（県）関係——ジャライト旗の魚租問題を中心に——」では、ジャライト旗の事例を中心として、清代末期の蒙地開放にともなう旗の漁業利権の変化、漁業利権をめぐる旗と庁（県）の争いの過程を明らかにする。そして、漁業利権問題を通じて、清代末期から民国初期にかけての旗と庁（県）との関係を考察する。日清戦争で敗北を喫した清は多大の債務を負い、ロシア

による東清鉄道の建設をも容認せざるを得なくなって、東北地域はさらなる危機にさらされた。清朝政府は、領土の確保と財政状況の改善のために、蒙地開放を主張する大臣たちの主張を取り入れることを余儀なくされた。光緒 25 (1899) 年、黒龍江将軍恩澤はジャライト旗の開放を奏請して許可され、同 26 (1900) 年に同旗における蒙地開放が開始される。これにともない、黒龍江将軍衙門はジャライト旗の開放地に黒龍江蒙古荒務総局扎賚特荒務行局 (大賚庁・県) を設立し、それに「あらゆる民間の訴訟を一切行局に辦理させる」権限を与えた。開放の進展につれて大賚庁 (県) の権力が拡大し、同庁 (県) をはじめとする黒龍江当局に依存しないと魚租徴収が不可能となり、旗は魚租の半分を代償に黒龍江当局との共同徴収に乗り出した。これをきっかけに、黒龍江当局は一気に利権を拡大し、後に単独で魚租を決めるようになり、しかもその権限を清政府に認めさせようとした。政府はそれを許可しなかったが、現地の実態は黒龍江当局の思惑通りに進展していく。宣統年間以降、大賚庁 (県) は勝手に種々の制度を決めて強行し、旗は黒龍江省に訴えるが、省が県の主張を支持したため、ジャライト旗は完全に孤立してしまう。

第 6 章「満洲国期におけるモンゴル旗の漁業利権の変容——蒙地奉上政策との関係を中心に——」では、満洲国期のモンゴル旗における漁業利権の状況、及び満洲国政府の蒙地奉上政策が旗の漁業利権にもたらした影響を考察する。漁業利権をめぐる旗と県の争いが満洲国期まで続いた。モンゴル旗は河川と湖沼は開放蒙地ではないという認識を持ち、満洲国政府も基本的にそれを認めていた。一方、開放蒙地の利権をめぐる旗と県の間にも紛争が絶えなかった。満洲国が中央集権的な統治機構を全国に確立するためには、モンゴル王公・モンゴル旗が有する特別な利権を早急に否定する必要がある。大同元 (1932) 年、満洲国は土地問題を管轄する機関として民生部の外局である土地局を設置し、準備調査を少しずつ行って、康德 2 (1935) 年以降に本格的な態勢作り着手し、蒙地の実態調査を行った。蒙地の調査と並行して、蒙地問題をめぐる一連の会議が開かれ、開放蒙地の一元化は満洲国政府の確固たる方針となった。康德 5 (1938) 年 10 月に開放蒙地の奉上が決定され、開放蒙地執照所有者の権利は民法上の所有権に転換され、蒙租は県の地税となり、旗の地局は廃止された。一方、魚租利権に関する一連の調査が実業部によって行われたにもかかわらず、その成果は政策に反映されることがなく、蒙地奉上が決定されると、開放蒙地にある河川と湖沼における魚租利権は奉上され、魚租は蒙租と共に廃止されることとなった。しかし、実質的に廃止されたのは旗の取得分のみであり、県の取得分は県の地方捐に繰り入れられ、しかも、奉上以前の旗の取得分も県が徴収することになった。政府にとって、土地制度と税制の一元化という基本政策の前では、モンゴル旗の実情などはもはや顧慮に値しないものだったのである。

結論では、清代初期から満洲国期までのモンゴル旗における漁業利権の歴史的推移を総括し、モンゴル旗の周辺または内部に設置された駐防八旗、站、台、庁・県などが、如何に漁業利権を争い、最終的にそれを手中に収めたかを分析し、また、本論文で得られた知見を提示した。